四　当該貨物の保管に関し特別の負担を求められたとき。
五　当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
六　寄託者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に定める暴力団若しくはこれに準ずる組織又はその構成員若しくはその関係者と判断できる場合。
七　当該貨物の保管のための施設又は装置の機能に支障があるとき。
八　その他やむを得ない事由があるとき。

（寄託申込書）

第十条　寄託者は、貨物の寄託に際し、この寄託約款を承諾のうえ、当該貨物に関して次に掲げる事項を記載した書面（以下「寄託申込書」という。）を提出しなければならない。
一　貨物の種類、品名、個数、数量、単位及び荷造りの種類並びに記号・規格
二　貨物を保管するのに適切な保管室温度帯（倉庫業法第三条の登録の基準等に関する告示（平成十四年国土交通省告示第四十三号）第十九条第二項第一号ｔ₂の表に掲げる級をいう。）
三　寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
四　保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
五　保管方法を定めたときは、その旨
六　貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
七　第十七条の容積建保管を行う場合にあっては、次に掲げる事項
　イ　容積
　ロ　期間
　ハ　当該区画に寄託する貨物の最大数量又は最大個数
八　その他必要な事項

2　前項の寄託者は、寄託申込書の提出に代えて、寄託申込書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、寄託申込書を提出したものとみなす。
3　当会社が寄託申込み前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けたときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書を提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとみなす。
4　当会社は、寄託者が寄託申込書に記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するため生じた損害については、責任を負わない。

（寄託者名義変更）

第十一条　当会社は、寄託者からの依頼により指定された受寄物について、指定された日に指定された者（以下この条において「新寄託者」という。）へ寄託者の名義を変更することができる。ただし、当該寄託者及び新寄託者に対する当会社の評価によっては、この依頼を引受けしない場合がある。
2　寄託者が名義変更依頼をする場合は、次に掲げる事項を記載した依頼書面を提出しなければならない。また、この他の手続については、当会社の定める方法により行う。
一　名義変更指定日
二　新寄託者の氏名又は名称、住所及び電話番号
三　保管料及び諸掛りの負担区分
四　新寄託者の保管料負担開始日（起算日）
3　前項の寄託者は、同項の書面の提出に代えて、当該書面に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該寄託者は、当該書面を提出したものとみなす。
4　名義変更指定日（営業開始時刻）をもって名義変更手続完了とし、これ以降は当該手続の変更及び取消しはできない。

（寄託契約の成立と貨物の引渡し）

第十二条　当会社が寄託の申込みを承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。
2　前項の場合において、当会社は寄託申込書に記載の貨物の引渡しを受けることにより、寄託契約の成立とする。
3　当会社は、貨物の引渡しを受けたときは、寄託者の請求により、貨物受取書又は入庫通知書を交付する。
4　前項の場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書の交付に代えて、貨物受取書又は入庫通知書に記載すべき事項をファクシミリ装置又は電磁的方法により提供することができる。この場合において、当会社は、貨物受取書又は入庫通知書を交付したものとみなす。

（寄託承諾の取消し及び寄託契約の解除）

第十三条　当会社が寄託の申込みを承諾し、又は寄託の申込みを承諾した貨物の引渡しを受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し、又は契約を解除することができる。
一　第九条各号のいずれかに該当することが明らかになったとき。
二　前条第一項による貨物の引渡しがなされなかったとき。
三　当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
四　寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。
2　寄託者が当会社に貨物を引き渡した後、当会社が前項により契約を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
3　当会社は、第一項により承諾の取消し又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
4　当会社は、第二項の期間の経過した後は、貨物について生じた損害について責任を負わない。

（受寄物の検査）

第十四条　当会社は、入庫に当たり積付け外観のみ検査し、受寄物の内容について検査を行わない。ただし、当会社が受寄物の内容の検査を必要とする場合、寄託者の承諾を得て、かつ、寄託者の費用において受寄物の全部又は一部についてその内容を検査することができる。
2　前項ただし書の場合において、寄託者の承諾を求めるいとまのないときは、その限りでない。

第三章　在庫証明書

第十五条　当会社は、受寄物に対して、寄託者の請求があったときは、寄託者の費用において、証明基準日が記載された在庫を証する書面（以下「在庫証明書」という。）を交付することがある。
2　在庫証明書は、譲渡し、又は担保に供することができない。
3　前二項の在庫証明書は、証明基準日翌日以降の在庫を証しない。

第四章　受寄物の保管

（保管方法）

第十六条　当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。
2　当会社は、寄託者の承諾を得ずに、受寄物の入庫当時の保管箇所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置その他の保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。

（容積建保管）

第十七条　当会社は、寄託者と別段の特約をしたときは、受寄物を限定し、冷蔵室の全部又は一部を区画して当該寄託者のために容積建保管をすることができる。
2　寄託者が寄託申込書等に寄託物の数量及び個数を記載しない場合であって、当会社が受寄物の庫入庫出に際し、受寄物の数量又は個数を確認しないときは、これらの不足により生じた損害については、第十条第四項の規定を準用する。